

令和5年11月6日更新

変更点：申請期間延長

沖縄県観光事業者受入体制 再構築支援事業 事業概要・Q & A

文化観光スポーツ部

観光政策課

【事業概要】

補助事業者

- 沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業（以下「本事業」という。）の補助金の交付対象となる事業者は、沖縄県内に本社又は支店、営業所を有する観光事業者で、以下の観光の事業を行う法人又は個人の事業者とします。

<観光の事業>

宿泊施設、観光施設、レンタカー、貸切バス、マリンレジャー、エコツアーリズム、リゾートウェディング、通訳案内士、旅行代理店、飲食卸売、小売、その他専ら観光客に対して提供するサービス、商品等について継続的な取引関係を有する事業として知事が認めるもの

補助事業

- 本事業における補助の対象となる事業は、観光の事業であって、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に資する事業です。

補助対象経費

- 本事業における補助の対象となる経費は、令和4年10月1日から令和5年12月31日までの期間において、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に要する経費であって、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く）です。

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費

- ただし、事業の根幹を形成する直接的な経費（現従業員に対する賃上げ、新たに雇用する従業員の給与、レンタカーの購入費やリース料など）、受入体制の改善に直接関係しない経費（電気・ガス料金などの固定費、原材料費、金融機関に対する返済金など）は、補助の対象外となります。

補助金額

- 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の8/10を乗じた額です。

○ なお、補助金の上限額は、従業員数等に応じ、以下のとおりです。

ア 従業員数が 250 人を超える法人の事業者	500 万円
イ 従業員数が 249 人から 200 人までの法人の事業者	400 万円
ウ 従業員数が 199 人から 150 人までの法人の事業者	300 万円
エ 従業員数が 149 人から 100 人までの法人の事業者	200 万円
オ 従業員数が 99 人から 50 人までの法人の事業者	100 万円
カ 従業員数が 49 人から 10 人までの法人の事業者	50 万円
キ 個人の事業者及び従業員数が 10 人未満の 法人の事業者	25 万円

<計算例>

○ 従業員数が 120 人（申請時点の従業員数）の法人の事業者、補助対象経費が以下の場合

補助対象経費 300 万円 × 8 / 10 = 240 万円（補助金 200 万円） 上限

補助対象経費 250 万円 × 8 / 10 = 200 万円（補助金 200 万円）

補助対象経費 200 万円 × 8 / 10 = 160 万円（補助金 160 万円）

補助金の交付申請の期限

○ 補助金の交付申請の期限については、下記のとおりです。

申請期限：

<u>これから事業を実施して令和 5 年 12 月 31 日（日） までに完了する場合</u>	<u>令和 5 年 12 月 15 日（金）</u>
<u>事業完了または令和 5 年 12 月 31 日（日）までに 完了した場合</u>	<u>令和 6 年 1 月 19 日（金）</u>
<u>事業期間は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までとなります。</u>	

○ 交付申請書のお問い合わせ及び提出先は、下記のとおりです。

<沖縄県観光事業受入体制再構築支援事業事務局>

〒900-0033 那覇市久米 2-4-16 大樹生命那覇ビル 6 階

（株式会社近畿日本ツーリスト沖縄内）

TEL : 098-880-6730

MAIL : info@okinawa-kankousaikouchiku.com

営業時間 10時00分～17時00分（土日祝休み）
※2023/9/1より営業時間変更

【Q & A】

問1 補助金の相談、申請は、どこに連絡したらいいですか。

- 補助金に係る相談や申請については、下記事務局までお願いします。

<沖縄県観光事業受入体制再構築支援事業事務局>

〒900-0033 那覇市久米 2-4-16 大樹生命那覇ビル 6階

（株式会社近畿日本ツーリスト沖縄内）

TEL : 098-880-6730

MAIL : info@okinawa-kankousaikouchiku.com

営業時間 10時00分～17時00分（土日祝休み）

問2 補助金の申請期限はいつまででしょうか。

- 補助金の申請期限は、

<u>これから事業を実施して令和5年12月31日（日）までに完了する場合</u>	<u>令和5年12月15日（金）</u>
<u>事業完了または令和5年12月31日（日）までに完了した場合</u>	<u>令和6年1月19日（金）</u>
<u>事業期間は、令和4年10月1日から令和5年12月31日までとなります。</u>	

問3 個人の事業者ですが、補助金の対象となりますか。

- 個人事業者であっても、本事業の補助金の対象者に該当します。

問4 法人の事業者ですが、従業員数の考え方について教えてください。

- 従業員は、県内で従事している者（県外法人等については、県内で従事している者に限る）であって、1カ月以上の雇用期間を有する者（正職員、パート、アルバイト、有期・無期等の雇用形態は問わない）とします。
- なお、法人において、観光部門とその他の部門がある場合、県内で従事している従業員数で判断します。

問5 補助対象経費が「令和4年10月1日から令和5年12月31日までの期間において」とありますが、補助金の交付決定前であっても、令和4年10月以降の経費であれば、補助金の対象となりますか。

- 本事業は、令和4年10月以降、全国旅行支援（おきなわ再発見NEXT）が開始されたことに伴い、観光需要が回復傾向にあるものの、コロナ前と比較し、観光事業者の人材確保等の受入体制が整っていないことから、緊急的に受入体制の再構築を支援するものであります。
- なお、一部の観光事業者において、自己資金等により、人材確保等に対応している事業者もいることから、対象経費については、全国旅行支援（おきなわ再発見NEXT）が開始された令和4年10月以降の経費を対象とすることとしました。
- そのため、令和4年10月以降に支出した補助対象経費に該当する経費であれば、補助金の対象となりますので、支出が確認できる領収書や振込が分かる通帳の写し等の準備をお願いします。

問6 補助金の対象となる具体的な経費を教えてください。

- 補助金の対象経費は、観光の事業であって、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に資する事業に要する経費であります。
- 具体的には、以下の経費を想定しています。
 - ・ 人材確保に必要な広告、紹介手数料等に要する経費
 - ・ レンタカーの増車に対応する駐車場等に要する経費
 - ・ バリアフリーなどの受入に必要な施設改修やDXなどインフラ整備等に要する経費
- ただし、上記以外の経費であっても、対象外経費を除き、受入体制の再構築に必要な経費であれば、広く認める予定でありますので、不明な点があれば、相談等をお願いします。

<対象外経費>

- ・事業の根幹を形成する直接的な経費（現従業員に対する賃上げ、新たに雇用する従業員の給与、レンタカー購入費やリース料）
- ・受入体制の改善に直接関係しない経費（電気・ガス料金などの固定費、原材料費、金融機関に対する返済金など）

問7 補助対象経費の用途を教えてください。

○ 補助対象経費の用途は、以下のとおりです。

・報償費

受入体制の再構築（人材確保、人材育成等を含む）や今後の前向きな投資（以下「受入体制の再構築等」という）について、外部の専門家等からの助言、アドバイス等に対する謝金

・旅費

上記の外部専門家等に対する交通費のほか、受入体制の再構築等に必要な交通費

・需用費

受入体制の再構築等に必要な消耗品費、印刷製本費等

・役務費

受入体制の再構築等に必要な人材確保等に係る広告、紹介手数料等

・委託料

受入体制の再構築等に必要な経費であって、補助事業者が直接実施することが困難な取組で、他の事業者に委託するDXやインフラ整備等の経費

・使用料及び賃借料

受入体制の再構築等に必要な住宅やレンタカーの増車に対応する駐車場の借上に係る使用料、機器等のリースやレンタルに係る賃借料

・工事請負費

受入体制の再構築等に必要なバリアフリーなどの施設改修や前向きな設備投資等の経費

・備品購入費

受入体制の再構築等に必要な備品購入に係る経費

○ なお、補助対象経費の経費区分（報償費、需用費等）については、補助金における経費区分であり、各事業者における勘定科目が異なる場合であっても、その用途が補助対象経費に該当する場合は、補助金の対象となります。

問8 貸切バスを経営しておりますが、貸切バスの運転手が不足しているため、県外から沖縄への派遣に必要な運転手の滞在費、2種免許取得に要する経費やバスガイドの育成に要する経費は、補助金の対象となりますか。

- 運転手の滞在費や2種免許取得に要する経費、バスガイドの育成に要する経費（バスガイド本人の人件費は対象外。育成に要する研修費や講師等に対する謝金などが対象）については、喫緊の課題である人材確保に資する経費であり、観光事業者の受入体制の再構築に該当するため、補助金の対象となります。

問9 観光業（宿泊事業等）を営んでおりますが、労働者確保（外国人を含む）のため、住宅確保に要する経費は、補助金の対象となりますか。

- 労働者確保（外国人を含む）のため、住宅を借り上げる経費については、喫緊の課題である人材確保に資する経費、かつ、今後の観光需要に対応する前向きな投資であり、観光事業者の受入体制の再構築に該当するため、補助金の対象となります。
- また、労働者の確保のため、県外や海外からの渡航に必要な旅費や紹介手数料等のほか、1事業者のみではなく、業界として参加する県外等での人材確保に係るイベント等への出展や旅費等についても、補助金の対象となります。

問10 リゾートウェディングを営んでおりますが、高付加価値のサービスが行えるようにカメラ等の更新に要する経費は、補助金の対象となりますか。

- 高付加価値のサービスに繋がる設備投資、備品購入に要する経費については、今後の観光需要に対応する前向きな投資であり、観光事業者の受入体制の再構築に該当するため、補助金の対象となります。

問11 補助金交付申請書に代えて、補助金交付申請書兼実績報告書を提出できるとありますが、どのような場合でしょうか。

- 令和5年12月31日までに補助事業が完了する場合（令和4年10月以降に支出した補助対象経費に該当する経費が補助金の上限額を超えている場

合)、交付申請書に代えて、交付申請書兼実績報告書を提出することで、事務手続を簡素化しております。

問 12 沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業など、他の補助金と併用して申請することは可能ですか。

- 沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業など、他の補助金との併用申請についてですが、補助対象経費が重複しない場合は、申請が可能となりますので、併用して申請する企業等においては、補助金の経理は明確に整理をお願いします。
- また、他の補助金の裏負担（自己負担）に本事業を充当することは出来ませんので、ご了承下さい。

問 13 黒字企業ですが、申請することは可能でしょうか。

- 補助金の申請にあたり、黒字企業、赤字企業などの要件は特にございませんが、企業の経営状況を把握するため、直近の決算書1期分（損益計算書、貸借対照表）の添付をお願いします。
- なお、申請時点において、事業開始後、1年を経過していない事業者（法人、個人を問わず）においては、決算書に代えて、金融機関等に提出した事業計画書などの提出をお願いします。

問 14 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、感染症に対応した受入体制の再構築に要した経費は、補助金の対象経費となりますか。

- 感染症に対応した受入体制の取組として、マスクや消毒液の購入などに係る経費については、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間中に購入のうえ、利用したものに限り、補助金の対象となります。
- また、感染症に対応した受入体制の取組として、例えば、宿泊施設における自動チェックインやキャッシュレスサービスなど、今後の観光需要に対応する前向きな投資に資する事業についても補助金の対象となります。

問 15 補助金の交付申請は郵送ですか。それとも、電子申請が可能ですか。

- 補助金の交付申請は、郵送のほか、Web フォームでも受付可能です。
- なお、メールでの受付も可能となりますので、ご希望の場合は、1度事務局までお問合せください。

問 16 補助金の交付申請の方法や申請から補助金支払までの流れを教えてください。

- 補助金の交付申請の方法については、記載例を参考に、下記の資料を作成し、添付資料を同封のうえ、郵送または Web フォームでの申請をお願いします。

<作成する資料>

- ・ 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 事業計画書
- ・ 積算内訳書
- ・ 宣誓・同意書

<添付する資料>

- ・ 会社概要、組織体制、事業内容、従業員数（申請時点の数）が分かる資料
- ・ 直近の決算書 1 期分（損益決算書、貸借対照表）

- 補助金の交付申請があれば、県において、資料等の確認を行い、補助金の交付決定を行います。
- 補助事業者は、交付申請書に添付した事業計画書に記載した受入体制の再構築等に係る事業を遂行のうえ、事業が完了したら、実績報告書を提出して下さい。
- 補助金の実績報告があれば、県において、資料等の確認を行い、補助金の確定通知を行い、当該確定通知に基づき、補助事業者から請求書を提出して頂いた後、補助金の支払いとなります。

問 17 補助金の交付申請から補助金の支払までの期間を教えてください。

- 補助金の支払については、問 18 の説明のとおり、補助金の交付申請、事業の実施、事業が完了後、補助事業者からの実績報告書の提出、県による確

定通知を踏まえ、請求書を提出して頂く必要があります、不備が無い請求書であれば、請求書の到着日から30日以内に支払うこととなります。

- なお、補助事業者ごとに事業計画書に記載した受入体制の再構築等に係る事業が完了する期間や実績報告書を作成のうえ、県に提出するまでの期間が異なると考えておりますので、補助金の交付申請から支払までの期間を一概にお答えすることは出来ません。

問18 以前は沖縄に支店や営業所を有していたが、現在は撤退し、沖縄で観光の事業を実施していないが、補助金の対象となりますか。

- 撤退した時期が令和4年9月30日以前であれば、補助金の対象外となりますが、令和4年10月以降の撤退であれば、補助金の対象となる可能性があるものの、補助金の対象となる事業は、観光の事業であって、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に資する事業に要する経費であることから、既に撤退している事業者については、補助事業の要件を満たさないと考えております。

問19 一般社団法人ですが、補助金の交付申請は可能ですか。

- 本事業の補助事業者は、沖縄県内に本社又は支店、営業所を有する観光事業者で、観光の事業を行う法人又は個人の事業者となります。
- そのため、一般社団法人であっても、補助事業者の要件を満たし、収益事業として、観光の事業であって、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に資する事業に要する経費であれば、補助金の対象となります。
- ただし、収益事業であっても、国や地方公共団体から指定管理者制度に基づき、指定管理を受けている施設に係る経費については、当該施設を所有している国や地方公共団体に対し、補助金の申請が可能かどうかをご確認下さい。

問20 観光協会も補助金の交付申請は可能ですか。

- 本事業の補助事業者は、沖縄県内に本社又は支店、営業所を有する観光事業者で、観光の事業を行う法人又は個人の事業者となります。

- そのため、観光協会であっても、補助事業者の要件を満たし、収益事業として、観光の事業であって、喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善や今後の観光需要に対応する前向きな投資に資する事業に要する経費であれば、補助金の対象となります。
- ただし、公的な支援（補助金や委託）を受けて実施している事業は、補助金の対象外です。

問 21 別表で定める「その他専ら観光客に対して提供するサービス、商品等について継続的な取引関係を有する事業として知事が認めるもの」とは具体的にどのような事業ですか。

- 観光産業は、交通機関、旅館・ホテルに留まらずその周辺産業を巻き込んだ裾野の広い総合産業であるとされております。
- そのため、補助事業者については、別表において、観光施設などを例示するとともに、例示が出来ないものの、観光の事業を実施している事業者についても、対象となるように「その他専ら観光客に対して提供するサービス、商品等について継続的な取引関係を有する事業として知事が認めるもの」を追加で規定しております。
- 具体的に想定している事業者としては、空港において、手荷物の保安業務に担う警備会社（空港ビルや航空会社から保安業務を受託している会社）やハンドリングを担う会社です。
- この場合、一般的な業種は、別表で定める観光の事業者（例示）には該当しないものの、業務を担う場所が観光と密接な場所（空港や観光施設等）であれば、対象経費を限定（例えば、警備会社であっても、那覇空港で働く労働者の確保に要する経費など）することで、補助事業者として整理することが可能と考えております。
- また、路線バス事業者が行う定期観光バス（路線としての免許）や観光客を対象者とした観光タクシー等についても、一般的な業種は、別表で定める観光の事業者（例示）には該当しないものの、観光客を対象顧客としたサービス等に対応する事業であって、対象経費を限定（観光の事業に要する経費に限る。明確に観光の事業として整理出来ない経費であれば、観光部門とそ

の他で按分するなど) することで、補助事業者として整理することが可能と
考えております。

- なお、上記で想定している事業者以外であっても「その他専ら観光客に対して提供するサービス、商品等について継続的な取引関係を有する事業」に該当する場合は、補助金の対象事業者となる可能性がありますので、事業の概要（観光客を対象顧客としたサービス等）や売上のうち、観光客を対象としたサービス等の売上割合など、専ら観光客に対して提供するサービス、商品等について継続的な取引関係を有している事業に該当することについて、ご説明をお願いします。

問 22 お土産品を販売する小売業を行っており、受入体制とは関わりはないですが、〇〇フェアに参加し、商品のPRや販路拡大に取り組みたいと考えておりますが、それに係る旅費、出店料等の経費は対象経費になりますでしょうか。

- 今回の補助金は、観光事業者の受入体制を支援するための補助金となっているため、受入体制に関わりのない経費については対象経費として計上することはできないものと考えております。

問 23 県外に本社があり沖縄で観光事業をしているが今回の補助金は申請できますか。

- 本事業の補助事業者は、沖縄県内に本社又は支店、営業所を有する観光事業者で、観光の事業を行う法人又は個人の事業者となります。
- そのため県外に本社がある場合も沖縄県内に上記施設を有しているのであれば対象事業者となります。

問 24 補助事業者に「宿泊施設」とありますが、宿泊施設は許可が必要な宿泊施設ですか。また、運営形態によっては補助事業者に該当しないこともありますか。

- 補助金交付要綱の別表で定める「宿泊施設」は、旅館業法に定める旅館業の許可を受けている施設のことであり、許可を受けていない宿泊施設は補助事業者の対象外となります。

- また、旅館業法の許可を受けていても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、以下「風営法」という。)において、「専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する」施設と位置付けられている宿泊施設については対象外となります。
- ウィークリーマンションなどについては、運営形態により、旅館業の許可が必要な場合もありますので、最寄りの保健所にご確認下さい。

問 25 風営法に定める「風俗営業」等の許可を受けている事業者は、補助事業者に該当しますか

- 本事業の補助事業者は、沖縄県内における観光の事業を行う法人又は個人の事業者であります。
- なお、今回の補助金は、観光事業者の受入体制の再構築等を支援することを目的としていることから、風営法に定める「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」「特定遊興飲食店営業」及び「接客業務受託営業」の許可を受けている事業者については、補助金の補助事業者には該当しません。
- また、「風俗営業」等に類似する事業を行っている者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する「暴力団」又は「暴力団員」と関係がある事業者、その他反社会的勢力に関係する事業者等についても、今回の補助金の補助事業者には該当しません。

問 26 県内で宿泊施設を複数運営していますが、宿泊施設毎にそれぞれ申請することはできますか。

- 本事業の補助事業者は、沖縄県内における観光の事業を行う法人又は個人の事業者です。複数の施設を経営している場合も、施設毎の申請ではなく、法人として一つの申請をすることになります。
その場合、法人全体（全ての施設等）の従業員数を合算した人数で上限額が決定します。
- また、補助事業について、観光の事業であって、受入体制の再構築等にかかる取組であれば、運営する複数の施設にまたがった取組でも、一つの施設のみの取組でも対象となります。

問 27 人材紹介手数料の返金について

- 人材紹介サービスの提供を受け、社員を雇用する場合、紹介手数料が発生し、この経費は本補助金の対象経費となります。
- この紹介手数料について、一般的に入職辞退・早期退職時には紹介手数料を返金する旨、定められており、返金された額については、補助対象経費とはなりませんのでご注意ください。
- なお、紹介手数料を補助対象経費として計上する場合、補助対象期間（令和5年12月31日）内に返金発生の有無が確認できるもののみ計上できますので、ご注意ください。
- 例えば、令和5年9月分の紹介手数料に対して、6ヶ月以内の退職の場合20%返金すると定められている場合、補助対象期間（令和5年12月31日）を越えて、返金が発生する可能性があることから、この分に関しては補助対象経費として計上できません。

問 28 ホテルを所有（A社）しているが、沖縄県内に営業所等がなく県内従事者もない。施設の管理・運営は別会社（B社）が実施している場合、A社は今回の補助金の対象となるのか。

- 交付要綱第2条で交付の対象となる事業者は沖縄県内に本社又は支店、営業所を有する観光事業者と定めていることから、A社は補助金の対象とはなりません。
- なお、B社は補助金の対象事業者となります。

問 29 台風で建物や設備に被害を受けた。これらの被害を現状回復する取組も補助対象経費になるのか。

- 本補助金は、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰等の影響を受けた観光事業者の受入体制を支援するため、観光事業者が行う受入体制の再構築や前向きな投資に要する経費に対し、補助するものとなっています。
- このため、台風で被災した施設、設備を現状回復する取組に係る経費は補

助対象とはなりません。

- ただし、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰等の影響を受け、現在実施できていない、非常用発電機や非常用食料を新たに整備する等受入体制の改善に繋がる取組については、補助対象となります。

- また、被災した施設、設備を単に現状回復するものではなく、より災害に強く、より観光客の利便性の向上に繋がる機能を追加する等受入体制の改善に繋がる取組については、補助対象となり得ます。